

(仮称) 奈良 I C 周辺まちづくり懇話会実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良 I C (仮称) 周辺まちづくり計画策定 (以下、「計画策定」という。) で、学識経験者・地元関係者等の意見を反映するため、(仮称) 奈良 I C 周辺まちづくり懇話会 (以下「懇話会」という) を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施)

第2条 本市の計画策定において、(仮称) 奈良 I C 周辺まちづくり懇話会を実施する。

(意見等を求める事項)

第3条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりである。

- (1) 計画策定で、現状把握や道路及び鉄道施設等の整備計画を検証したうえで、精査された整備計画の方向性を前提として、上位計画等の整合性並びに実施可能な整備方針や整備単位、段階的な整備の必要性や可能性等を踏まえ、長期的なまちづくりビジョンや整備の優先順位等整理し、まちづくり計画案について意見交換することができる。
- (2) 計画策定でパブリックコメントを実施するにあたり、その計画策定案妥当性を意見交換することができる。

(参加者)

第4条 懇話会への参加者は9名とする。

2 市長は、次に掲げる者のうちから懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 地元住民の代表者他、市長が必要と認める者
- (3) 関係行政機関、これに準ずる団体 (以下、「関係行政機関等」という) の職員

(座長及び副座長)

第5条 懇話会に座長及び副座長を定める者とする。

- 2 座長は、参加者の互選によりこれを定めるものとする。
- 3 座長は、懇話会を代表し、会務を司会するものとする。
- 4 副座長は、座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(開催)

第6条 懇話会の開催は、必要に応じて座長が招集する。ただし、座長が互選される前に招集する懇話会は、市長が招集する。

- 2 懇話会の意見交換は、原則として公開とする。ただし、非開示情報が含まれる場合や参加者の3分の2以上の多数の賛成がある場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 座長は、必要に応じて参加者以外の関係者の参加を求め、意見交換をすることができる。また、必要があると認める場合は、懇話会にオブザーバーとして関係者の参加を認め、その意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 学識経験者・関係行政機関等の職員から任命された参加者に事故等があるときは、当該関係行政機関等の職員がその参加者に代わって懇話会に加わることができる。

(守秘義務)

第7条 参加者は、懇話会で知り得た非開示情報を他人に漏らしてはならない。また、計画中の案においてもむやみに漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、奈良市都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、座長が懇話会参加者及び市長と相談して決める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年10月21日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、奈良 I C (仮称) まちづくり計画策定が行われた日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月30日から施行する。